

# 第7期 決算公告

京セラ インダストリアルツールズ株式会社

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	( 15,904,562,194 )	(負債の部)	( 10,621,226,552 )
流 動 資 産	11,352,356,830	流 動 負 債	4,618,483,889
現金及び預金	5,315,894,652	支払手形	180,598,253
受取手形	212,933,969	買掛金	2,672,724,133
売掛金	2,065,131,951	短期借入金	600,000,000
商品及び製品	3,687,306,375	リース債務	1,364,880
原材料及び貯蔵品	35,135,684	未払金	378,073,497
前払費用	7,778,451	未払費用	213,716,362
未収入金	27,564,180	未払法人税等	10,406,800
その他	611,568	契約負債	100,599
		預り金	23,135,515
		賞与引当金	538,363,850
固 定 資 産	4,552,205,364	固 定 負 債	6,002,742,663
有形固定資産	2,070,423,411	長期借入金	4,000,000,000
建物	536,506,928	リース債務	2,729,760
構築物	3,764,478	長期預り保証金	154,305,294
機械及び装置	17,979,133	繰延税金負債	203,901,264
車両運搬具	10	退職給付引当金	1,470,900,369
工具、器具及び備品	253,641,547	資産除去債務	170,905,976
土地	1,096,705,000		
リース資産	3,722,400	(純資産の部)	( 5,283,335,642 )
建設仮勘定	158,103,915	株 主 資 本	5,254,656,746
無形固定資産	177,718,212	資 本 金	100,000,000
ソフトウェア	177,718,212	資 本 剰 余 金	25,000,000
投資その他の資産	2,304,063,741	資 本 準 備 金	25,000,000
投資有価証券	51,833,216	利 益 剰 余 金	5,129,656,746
関係会社出資金	2,077,920,000	その他利益剰余金	5,129,656,746
長期前払費用	8,597,881	繰越利益剰余金	5,129,656,746
その他	169,514,162	(うち当期純損失)	( 4,430,372,479 )
貸倒引当金	△ 3,801,518	評 価 ・ 換 算 差 額 等	28,678,896
		その他有価証券評価差額金	28,678,896
合 計	15,904,562,194	合 計	15,904,562,194

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

投資有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの

移動平均法による原価法

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

商品及び製品

最終仕入原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンスリース取引を除きます)リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生翌期から費用処理しています。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に電動工具の販売によるものであり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

ただし、国内における販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しています。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。